平成２６年１２月１7日

告発人に賛同のお願い

弁護士　郷　路　征　記

　元朝日新聞植村記者の勤務先である北星学園大学に「たかすぎしんさく」と称する人物が電話を２回もしました。それを録音しユーチューブで拡散しています。

https://www.youtube.com/watch?v=L241xX\_zb2k

https://www.youtube.com/watch?v=8aV3\_s0-sFw　（本日、見れなくなったということです。）

　この中で、北星学園大学のことを「国賊大学」「うそつき大学・でたらめな大学」「犯罪者を雇用する(大学)」「脅迫状や脅迫電話は自作自演の可能性」等々と非難して、北星学園大学の信用を毀損し業務妨害を行っています。

　ネット上に集結する右翼的立場の人達の中に、ある人や会社を国賊、反日と認定し、抗議や嫌がらせ的な電話を集中するという風潮があります。それに対して警告を発し、その攻撃を受ける方々の負担を軽くしなければ、日本の社会は壊されてしまう可能性があります。そこでたかすぎの、虚偽の内容を含む電話を録音してユーチューブで流布する行為を、虚偽の風説の流布による業務妨害罪として、北星学園大学とは関係なく告発することにしました。詳しくは添付の告発状（案）を読んでいただきたいと思います。

告発の目的は、

(1) 北星学園大学の負担を軽くすること、

(2) ネット上で情報を提供しあって、リアル社会に現実化してくる言論封殺行為を掣肘

すること、

の２点にあります。

(1) 北星学園大学の負担を軽くする意義

　朝日バッシングの一側面である植村さんへの攻撃のため、雇用主である北星学園大学に嫌がらせ的電話を集中して植村さんの解雇を要求しているという現実があります。それは、大学の自治や言論の自由を破壊する行為です。北星学園大学にその攻撃に耐え抜いてもらうためには、我々のできることをして、その負担を軽くしてあげることができればベストです。上記のような電話を減らすために、この告発は、その役割を果たすと思います。

(2) 言論封殺活動を掣肘することの意義

「電凸」という言葉を私達はこの件で初めて知りましたが、言論封殺のための攻撃手段として極めて有効に機能しているようです。本人ではなく関係者の中で決定的なところ、例えば新聞社を攻撃するなら広告主、個人を攻撃するなら雇用主というところが電凸の対象になります。

　今回の告発対象事件はまさしくその典型です。

　この告発に成功すれば、自由に物を言い、自由に物が書ける日本を守るため、大きな礎石となると考えます。

　１１月７日に、大学へ脅迫状を送った者を、３８０人の弁護士が告発しました。今度はその第２弾です。前回の告発は、北星学園大学を本当に大きく励ますことができたと思います。

今回は市民の方が告発人となり、われわれ弁護士はその代理人となって告発します。

告発人となることにご賛同いだける方は、委任状を印刷のうえ、住所、氏名、日付を自署し、氏名の後ろののところと左上の捨印のところに押印のうえ、下記に郵便でご送付ください。必ず、印の赤いもの（原本）を送付して下さい。コピーやファックスでは受け付けられません。

ぜひ、よろしくお願い申し上げます。

敬具

郵送先

〒062-0020

札幌市豊平区月寒中央通７丁目２番１号

郷路法律事務所　宛